東大阪市障害者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内事業者に対し、原油価格や物価の高騰等による影響を緩和することを目的として、予算の範囲内において東大阪市障害者施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　支援金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、市内において別表の対象事業所・施設欄に定める事業を実施する事業所又は施設（令和７年６月１日時点で指定等を受けているものに限り、休止中のものにおいては令和７年４月以降にサービス等を提供しているものに限る。）を設置又は運営する者とする。ただし、同一事業所又は施設にかかる支援金を複数の者が第４条に規定する交付の申請（以下「交付申請」という。）をすることはできないものとし、市外郭団体の運営するものは対象外とする。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）に対しては本要綱に基づく支援金を交付しない。

（１）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

（２）法第２条第６号に規定する暴力団員

（３）東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第２号）第２条第３号又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者

３　市長は、必要があると認めるときは、第４条に規定する申請者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（支援金の額）

第３条　対象事業者に交付する支援金の額は、別表の対象事業所・施設欄の区分ごとに、同表の支援金の額欄に定める額とする。

（交付の申請）

第４条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市障害者施設等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）に市長が指定する書類を添えて、あらかじめ市長の指定する期限までに申請しなければならない。

２　前項の申請があったときは、その書類の提出をもって規則第１４条の実績報告とみなすものとする。

　（交付の決定等）

第５条　市長は交付申請があったときはその内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは申請者の指定する口座へ支援金を振り込むものとし、不適当と認めるときは東大阪市障害者施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に対して通知するものとする。

２　前項の申請者への振込をもって規則第６条第１項の決定及び同条第２項の通知とみなす。

　（決定の取り消し）

第６条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき

（２）支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき

　（支援金の返還）

第７条　市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る支援金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

２　市長は、前条の規定による取り消しにより支援金の返還を命ずる場合は、その命令にかかる支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適化法」という。）第19条第１項の規定により計算した加算金の納付を命じることができる。

３　前項の規定により加算金の納付を命じた場合において、申請者の納付した金額が返還を命じた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。

４　市長は、申請者が支援金の返還を命じた日までに納付しなかったときは、納付を命じた日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき適化法第19条第２項の規定により計算した延滞金の納付を命ずることができる。

５　市長は、第２項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、申請者の申請に基づき加算金、又は延滞金の全部又は一部を免除できるものとする。

　（帳簿の整備保存等）

第８条　申請者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を、当該支援金を受領した年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

　（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年１２月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年７月２日から施行する。

（別表）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象事業所・施設（サービス種別） | 支援金の額 |
| 施設入所支援 | 定員区分 | ６０名以上 | 500,000円 |
| ３０名以上５９名以下 | 300,000円 |
| 共同生活援助短期入所（空床型を除く） | 50,000円 |
| 自立訓練就労移行支援就労継続支援A型就労継続支援B型生活介護地域活動支援センターⅠ型地域活動支援センターⅢ型児童発達支援放課後等デイサービス | 100,000円 |

児童発達支援と放課後等デイサービスについて同一施設内で事業を実施しているときは1事業所とみなす。

共同生活援助及び短期入所は１事業所ごと（従たる事業所を含む）に支給対象とす

る。